

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年2月27日
【発行者の名称】	株式会社エクセリ (Exseli Co, Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 統一
【本店の所在の場所】	東京都墨田区菊川三丁目17番2号
【電話番号】	03-3662-0551
【事務連絡者氏名】	取締役 辻 和幸
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 卓
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.nihon-ma.co.jp/ir/">https://www.nihon-ma.co.jp/ir/</a>
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2024年3月19日にTOKYO PRO Marketへ 上場する予定であります。 当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資 家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証 券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定によ り、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社エクセリ <a href="https://www.exseli.com/">https://www.exseli.com/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>

#### 【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第30期	第31期	第32期	第33期 (中間)
決算年月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年6月
売上高 (千円)	1,333,114	1,648,444	1,735,624	924,823
経常利益 (千円)	63,139	96,674	50,387	77,379
当期(中間)純利益 (千円)	33,533	60,907	8,127	47,506
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-
資本金 (千円)	43,000	43,000	43,000	43,000
発行済株式総数 (株)	860	860	860	860
純資産額 (千円)	111,127	172,035	175,863	219,069
総資産額 (千円)	784,627	819,079	762,991	932,594
1株当たり純資産額 (円)	646.09	1,000.21	1,022.46	1,273.66
1株当たり配当額 (円)	-	5,000	5,000	-
(うち、1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期(中間)純利益金額 (円)	194.96	354.12	47.25	276.20
潜在株式調整後 1株当たり当期(中間)純利益金額 (円)	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	14.2	21.0	23.0	23.5
自己資本利益率 (%)	19.4	43.0	4.7	24.1
株価収益率 (倍)	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	7.1	52.9	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	98,096	15,031	153,897
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	△9,058	27,421	△23,203
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	△92,244	△120,683	62,770
現金及び現金同等物の期末 (中間期末)残高 (千円)	-	451,811	373,581	567,044
従業員数 (名)	28	33	30	36
[ほか、平均臨時雇用人員]	[19.7]	[17.8]	[16.0]	[19.0]

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
6. 第30期及び第31期の財務諸表については、監査は受けておりません。
7. 第32期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、ふじみ監査法人により監査を受けております。また、第33期(中間)の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規

程の特例 第110条の第5項の規定に基づき、ふじみ監査法人の中間監査を受けております。

8. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号、2020年3月31日)等を当事業年度から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
9. 第30期はキャッシュ・フロー計算書を作成していないため、記載しておりません。
10. 2023年12月5日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行いました。第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。また、第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり配当額を算定した場合、第31期は25円、第32期は25円となりました。
11. 第33期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

## 2 【沿革】

年 月	沿 革
1991年7月	JSMR無線中継局をモトローラ社と共同運営するために東京都練馬区に東京電波システム株式会社(現 当社)を設立
1998年3月	本社を東京都中央区日本橋浜町に移転
1998年3月	関西営業所開設
1998年3月	無線通信機器販売レンタル事業を開始
2004年1月	経営革新計画支援法承認(15産労商経 第707号)
2008年8月	東京電波システム株式会社より株式会社エクセリへ社名変更
2010年9月	関西営業所を大阪市淀川区西中島へ移転
2012年5月	本社を東京都中央区日本橋浜町に移転
2013年10月	関西営業所を大阪府中央区久太郎町に移転
2023年8月	本社を東京都墨田区菊川に移転

### 3 【事業の内容】

当社の事業は、無線通信機器販売レンタル事業の単一セグメントであり、セグメント別の記載は省略しておりますが、主たるサービスとして「業務用無線機器販売事業」、「業務用無線機器レンタル事業」で構成されております。

業務用無線機器とは、業務上で使われる無線機器のことであり、ビジネス現場におけるボイスコミュニケーションツールとして広く利用されております。ボイスコミュニケーションツールとしては、携帯電話が一般的に利用されておりますが、携帯電話が1人対1人のコミュニケーションしかできないのに比べ、無線機器はチャンネルを合わせることで1人対多数で通話することができます。また、携帯電話の回線が混雑し通話が困難な場合においても、無線機器であればそれらの影響を受けず通話可能であります。したがって、イベント、建設現場、制作現場、旅行業界等のビジネス現場において、携帯電話では対応できない様々な用途に利用することができます。

当社は、これらの需要に応えるため、「業務用無線機器販売事業」、「業務用無線機器レンタル事業」を行っております。

#### (1) 業務用無線機器販売事業

当社は、無線機器メーカーから無線機器本体及び無線機器本体に付随するイヤホンマイク、スピーカーマイク、ヘッドセット等のアクセサリを仕入れ、主に企業向けに販売しております。また自社でレンタル機として使用した無線機器及び企業から買い取った無線機器等を、電氣的検査（出力・周波数の検査）、筐体のクリーニングのメンテナンスを行ったうえで、中古品として企業へ販売しております。

主にイベント業界や旅行業界などの無線機器の使用頻度が高くかつ定期的・長期的に使用する企業に多く利用されております。

顧客の要望に沿って購入をしていただくために当社は、メール又は電話にて受付け、ホームページ上に、メーカー別、無線機器の種類別、通信距離別、性能別、用途別、また中古の購入の場合の在庫一覧、その他当社おすすめなどの情報提供しており、逐次更新しております。また購入の際には、免許の手続きが必要な場合があり、免許申請の流れについてもホームページ上にて、情報提供をしております。

#### (2) 業務用無線機器レンタル事業

当社の業務用無線機器レンタル事業は、国際会議や学校行事などのイベント、工場での限定された人員間での連絡のやり取りに主に使用されることが多く、期間を限定して比較的安価で使用したい場合に多く利用されております。当社のレンタルサービスの特徴として、顧客の利便性、ご要望に応えるために、ホームページ上にて、「料金の安いレンタルランキング」「電波の飛びが良いレンタルランキング」「ハンズフリー、同時通話できるレンタル人気ランキング」「同時通訳、工場見学レンタルランキング」さらには「レンタル無線機器比較表」を掲載し、顧客が自身の用途にどれを使うべきかをわかりやすく選択できるよう工夫を凝らしております。また事前に疑問が起きる場合を想定して、「よくある質問」に対する回答をあらかじめ掲載し、当社での業務の効率化と顧客の利便性の向上を同時に寄与できるよう配慮しております。

当社での、レンタル機器利用の流れとして、実際の問い合わせに関しては、メール又は電話にて受付け、顧客からの機種の種類、台数、日程（期間）を確認したうえで見積もりを提供し判断していただく仕組みとなっております。なお、受付に関しては、365日深夜まで受付できるよう、いつでも迅速な対応が可能な状況となっております。注文後は、顧客の指定のお届け場所に送付し、レンタルが開始されま

す。

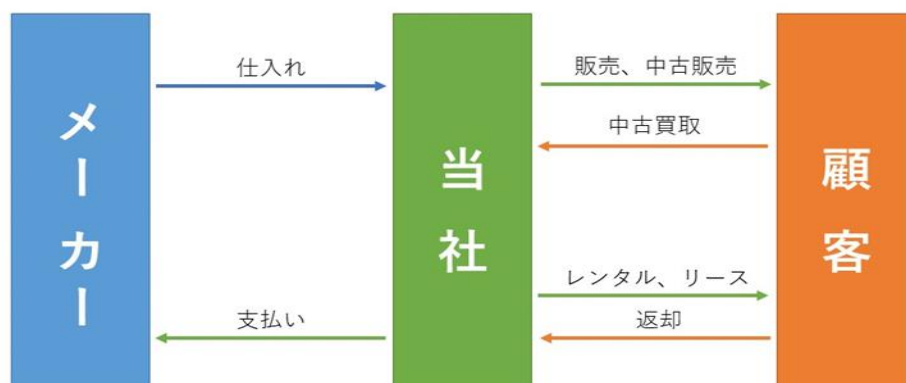
なおレンタル規約に関しても、ホームページ上であらかじめ掲載し、顧客の注文時に誤解がないように情報提供しております。

業務用無線機器とは、下記の表のような商品名、特徴があります。

商品名	特徴（価格帯、ターゲット層、他社商品との違い等）
デジタル簡易無線免許局	免許の有無：無機器1台ごとに申請式の免許が必要 通信距離：市街地1km程度、郊外2km程度、障害物なし見通し10km以上 ターゲット層：病院、介護施設、映画・テレビ番組・CM・撮影、セミナー等 周波数：アナログVHF 154.4500MHz～154.6100MHz デジタルVHF 154.44375MHz～154.55625MHz アナログUHF 465.0375MHz～465.1500MHz、 468.5500MHz～468.8500MHz デジタルUHF 467.0000MHz～467.4000MHz
デジタル簡易無線登録局	免許の有無：免許不要（登録申請・開設届の提出が必要） 通信距離：市街地1km程度、郊外2km程度、障害物なし見通し10km以上 ターゲット層：イベント、スポーツ大会運営、警備、高校体育連盟等 周波数：デジタルUHF陸上用351.2000MHz～351.38125MHz 上空用351.16875MHz～351.19375MHz
一般業務用無線	免許の有無：必要 通信距離：市街地0.8km程度、郊外1.8km程度、障害物なし見通し4km以上 ターゲット層：危機管理、石油コンビナート、地下、工場、倉庫
IP無線機器	免許の有無：不要 通信距離：日本国内の4GLTE回線又は3GLTE回線のエリア内 ターゲット層：イベント、マラソン大会、展示会、警備、ゴルフ場等 その他：GPS位置管理システム
特定小電力トランシーバー	免許の有無：不要 通信距離：市街地屋外300m程度、郊外500m程度、障害物なし見通し1km以上 ※無線中継装置を使用すれば倍以上電波が飛びます ターゲット層：歯科医院、スポーツクラブ、百貨店、結婚式場等
デジタルMCA無線	免許の有無：必要 通信距離：中継局指定エリア内 ターゲット層：建設、解体業、産廃等
WIFIトランシーバー	免許の有無：不要 通信距離：au/docomoのLTE回線エリア内であれば日本全国 ターゲット層：イベント、マラソン大会、展示会、警備、ゴルフ場等 その他：GPS位置管理システム

注 簡易無線のデジタル化に伴い、アナログの小エリア無線350MHz帯とUHF簡易業務用無線機400MHz帯の周波数を使用した無線機は2024年(令和6年)12月1日以降使用することが出来ません。なお、当社ではこれらのアナログ無線機に関しては現在取り扱っておりません。

当社の事業系統図は以下の通りであります。



#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 従業員の状況

2023年12月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
35 [23.0]	28.8	4.2	5,095

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を [ ] 外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及びライフプラン手当等を含み、通勤手当は除いています。
3. 平均年間給与には、パート、臨時従業員の給与は含まれておりません。
4. 当社は無線通信機器販売レンタル事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3 【事業の状況】

#### 1 【業績等の概要】

##### (1) 業績

第32期事業年度(自2022年1月1日至2022年12月31日)

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により、経済において自粛が余儀なくされ、飲食業界、旅行業界、イベント業界、行事等が軒並み中止又は延期になりました。また2020年から新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進み、感染者数の減少が見られ自粛傾向が若干ながら回復が見られておりましたが、オミクロン株の発生により再び緊急事態宣言やまん延防止重点措置などが繰り返し発出されておりました。しかしながら緊急事態宣言は2021年9月、まん延防止重点措置は2022年3月に解除され飲食業界、旅行業界、イベント業界、行事等が徐々に開催されるようになりました。世界経済におきましても、先進国を中心として新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の拡大による経済活動への規制緩和が進み、下げ止まりの傾向が観測されます。一方でコロナ禍における企業活動の鈍化によって一部半導体不足での部品調達の遅れや同様の理由による製品に対する価格高騰が影響を及ぼしております。このような環境下において、当社が従事しています無線機通信機器市場は、学校行事や企業によるイベント等による需要等が、まだ十分に回復が見込みにくく、依然と予断を許さない状況にあります。このような状況下、当社といたしましては、為替市場における円安の進みから、販売製品の価格高騰を事前に予測し、一部販売製品の大量入荷を行うことで価格に対する影響を下げざることを行ってまいりました。さらにレンタル事業においては規制解除後のイベントの増加をいち早くキャッチし、さらには長期レンタル、リース案件を増やすことで安定的な売上を確保することに注力し、管理業務の効率化に繋げ売上を増やす努力を行って参りました。また販売管理費においては、役員の増加等に伴い役員退職慰労引当金の増加がありました。

これらの結果、売上高は1,735,624千円(前年同期比5.3%増)、営業利益は22,169千円(前年同期比65.2%減)、経常利益は50,387千円(前年同期比47.9%減)、当期純利益は8,127千円(前年同期比86.7%減)となりました。なお、当社は無線機通信機器販売レンタル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第33期中間会計期間(自2023年1月1日至2023年6月30日)

当中間会計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限の緩和、新型コロナウイルス感染症が法律上5類感染症へ移行されたことにより、外出する機会が増え、旅行業界の回復の兆し、インバウンドによる消費増加、イベント行事の増加、など、コロナ以前にまで回復しようとする動きが進んでいると推察されます。

一方、世界情勢は、引き続き緊張状態が続いており、ウクライナ情勢や円安基調の経済状況を反映したエネルギー価格の高騰や物価の上昇等、依然として不透明な状況が続いております。

このような環境下において、当社が従事しています無線機器通信機器市場は、学校行事や企業イベント等による需要等が増加しつつあり、需要がコロナ以前に回復する方向に進みつつあります。当社は、引き続き顧客の動きを逐次把握し、レンタル製品や中古製品、サブスクリプション型である長期レンタルプランなど、ニーズがあるものをラインナップとして増やししながら、通常の営業活動強化に加え、メルマガやDM、展示会など更なる顧客獲得に努めてまいりました。

これらの結果、売上高は924,823千円、営業利益76,494千円、経常利益77,379千円中間純利益は47,506千円となりました。なお、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行って



おりません。

## (2) キャッシュ・フローの状況

第32期事業年度(自2022年1月1日至2022年12月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は373,581千円(前期末比78,230千円減)となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により増加した資金は15,031千円となりました。これは主に税引前当期純利益50,387千円、仕入債務の16,003千円の減少、法人税等の支払いにより56,195千円の減少、役員退職慰労引当金の72,950千円の増加、売上債権の29,650千円の増加、棚卸資産の23,460千円の増加があったことによるものです。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により増加した資金は27,421千円となりました。これは主に電源工事による有形固定資産の取得による支出845千円、社内システム開発による無形固定資産の取得による支出1,977千円、保険積立金の積立による支出が5,436千円、保険積立金の解約による収入が35,679千円によるものです。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により減少した資金は120,683千円となりました。これは主に長期借入金返済による支出116,383千円、配当金の支払による支出4,300千円によるものです。

第33期中間会計期間(自2023年1月1日至2023年6月30日)

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は567,044千円(前事業年度末比193,463千円増)となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により増加した資金は153,897千円となりました。これは主に税引前中間純利益77,379千円、仕入債務の24,594千円の増加、法人税等の支払いにより23,286千円の減少、賞与引当金10,949千円の増加、売上債権の23,875千円の減少、棚卸資産の25,980千円の減少があったことによるものです。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により減少した資金は23,203千円となりました。これは主に敷金及び保証金の差入による支出の22,703千円、有形固定資産の取得による支出510千円によるものです。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により増加した資金は62,770千円となりました。これは主に長期借入れによる収入150,000千円、長期借入金の返済による支出82,930千円、配当金に支払による支出4,300千円によるものです。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は無線通信機器販売レンタル事業の単一セグメントであるため、仕入実績はメーカー別、販売実績は事業別に記載しております。

### (1) 仕入実績

第32期事業年度における仕入実績は、次のとおりであります。

仕入先名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
株式会社JVCケンウッド	256,373	142.3
アルインコ株式会社	167,169	95.0
株式会社CSR	143,040	145.4
八重洲無線株式会社	142,161	111.4
アイコム株式会社	128,720	56.0
その他	287,792	91.2
合計	1,125,259	99.8

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

第33期中間会計期間における仕入実績は、次のとおりであります。

仕入先名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
株式会社JVCケンウッド	142,173	-
アルインコ株式会社	78,605	-
株式会社CSR	63,130	-
八重洲無線株式会社	46,637	-
アイコム株式会社	97,571	-
その他	121,446	-
合計	549,565	-

(注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、第33期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較は行なっておりません。

## (2) 販売実績

第32期事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
無線通信機器販売事業	1,205,645	92.5
無線通信機器レンタル事業	529,979	153.1
合計	1,735,624	105.2

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

第33期中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
無線通信機器販売事業	633,480	-
無線通信機器レンタル事業	291,342	-
合計	924,823	-

(注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、第33期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較は行なっておりません。

## 3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、本発行情報公表日現在において当社が判断したものであります。

### ① サービスレベルの向上

当社は、無線機通信機器の販売において、365日全国どこにおいても製品をお届けすることを掲げ、全機種ご購入前の無料お試しやアフター修理などの社内対応を行っており、サービスにおいて、お客様への万全な対応に努めております。今後もこのようなサービス体制を維持し、お客様への満足度を常に高め、お客様からのリピートを十分に受け入れる体制づくりを目指してまいります。

### ② 優秀な人材の確保及び育成

当社が展開しているビジネスは、従業員が個々のお客様の視点にたってニーズをつかみ、提案して、ビジネスへと展開していくことができる、知識と経験が求められております。したがって、これらの人材を確保し、育成することが、当社の事業の発展に不可欠であると認識しております。

優秀な人材確保のためには、労働基準法の関連法令に従った労務管理はもとより、公正公平で高い給与体制の構築、当事者意識を高めるための企業ビジョンの共有を実践し、お客様に信頼される優秀な人材を確保してまいります。

### ③ 組織体制の整備

当社は、安定しながらも拡大成長していくために、事業規模に応じた経営管理体制の充実が不可欠だと考えております。業務運営上のリスクを常に把握し、安定的な監査体制の充実、情報開示やコンプライアンス体制の強化を含めた組織体制の整備を図る方針であります。

#### ④ 社内システムについて

当社は、お客様の重要情報が常に漏洩しないように運営していくのが課題であり、それを解決するためにアクセス権限を付与しているため外部からの社内システムへのアクセスを完全に遮断しセキュリティ体制を整えてまいります。

### 4 【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものでありますが、当社株式投資に関する全てのリスクを網羅したものではありませんので、ご注意ください。

#### (1) 無線通信機器市場について

当社の取扱う無線通信機器には、イベントや日常業務など様々なシーンでの利用ニーズが存在しますが、景気の悪化等により、無線通信機器ユーザーの利用機会、需要が縮小する可能性があります。当社では多様な業種、用途向け販売・レンタルを行うことで特定の業種、用途の需要動向への依存することがないように対応しておりますが、金融危機等、わが国全体における景気後退が懸念される事象が発生した場合には、当社の財務状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 人材の確保・育成について

当社事業のさらなる拡大及び企業価値の継続的な向上のためには、人材の確保や人材育成が重要と認識しております。当社では、個々の顧客のニーズをいち早くつかむことで最適な、提案を行いビジネスへと昇華していくことが必要であり、そのための人材の確保が必要不可欠であります。期待通りの効果を発揮するまでに、一定の育成期間を要することがあります。当社は、採用イベントやOJT研修を行うなど、全社を挙げて人材採用・育成に取り組んでおりますが、当社が求める人材が適時適切に確保出来なかった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 経営者への依存について

当社の代表取締役社長である吉田統一は、1998年より継続して代表取締役を務めております。同氏は、当社の経営方針や経営戦略の決定において重要な役割を果たしております。当社は、同氏に過度に依存することのないよう、経営体制の強化や役職員への権限委譲等に取り組み、経営の組織化を図っておりますが、今後、何らかの理由により、同氏の業務執行が困難な状況となった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 新型コロナウイルス感染症等の蔓延について

無線通信機器が利用される主なシーンとして大勢の集まるイベントや行事等が挙げられます。イベントや行事等は新型コロナウイルス感染症等、感染症が蔓延あるいは蔓延が懸念される事態となった場合、延期や中止を余儀なくされる可能性があります。当社では、イベントや行事等スポットでの利用のみならず、日常の業務利用向けの販売、レンタルにも注力しておりますが、イベントや行事等が一斉に延期、中止となるような事態が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) レンタル用無線通信機器の購入に係る営業損益への影響について

当社ではレンタルに供するための無線通信機器の購入を行った際には当該費用を消耗品費として販売費及び一般管理費に計上しております。そのため、消耗品費の増減により営業損益が変動することとなります。当社では無線通信機器のレンタル利用が見込まれるイベントや行事等の動向を勘案し、必要となる無線通信機器の台数を想定の上、メーカーから購入しておりますが、想定を上回るレンタル需要が見込まれる場合にはそれに対応すべく、購入を増加させることがあるため、営業損失の悪化要因となり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 仕入原価の高騰について

当社は無線通信機器を各メーカーから仕入れを行っておりますが、無線通信機器の製造に用いられる半導体などの原材料の不足によって、メーカーの製造原価が高騰することで、当社の仕入原価も高騰する可能性があります。また、各メーカーの無線通信機器の製造が海外で行われ、為替市場において円安が急激に進行した場合には、当社の仕入原価が高騰する可能性があります。当社では、必要に応じて大口ロットの発注等を行うことで、仕入原価の低減に努めておりますが、仕入原価の高騰が長期間継続し、適時に販売価格への転嫁ができなかった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 代金回収リスクについて

当社は無線通信機器の販売・レンタルを通じて、個人、法人ともに幅広く販路を有しております。そのため、多くの顧客の適正なサポート、管理が必要となります。当社では、顧客管理システムを用いて、債権の回収状況を逐一管理しており、営業担当者が支払期日を超過した顧客に対してアナウンスをすることによって代金回収リスクの低減をおこなっておりますが、万が一顧客管理において不備が生じ、代金回収の遅れや未回収などのリスクがあった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 個人情報保護について

当社のサービスである無線通信機器販売レンタル事業では、多数の個人情報を取り扱っているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。当社は、個人情報の管理徹底を図るべく、「個人情報等管理規程」を制定し、同規程に基づく厳重管理を行っております。このような取り組みにもかかわらず、外部からの不正アクセスや、当社役職員の故意又は過失により個人情報が流出した場合には、当社への損害賠償請求や社会的信用力の低下により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 法的規制について

当社は、無線通信機器の販売レンタル事業を行っており、「電波法」により、電波の公平かつ能率的な利用の確保や無線局の開設や秘密の保護などについて規定されております。電波法で要請される対応に関しては人事総務経理チームの管理部門によって、統括管理され、同法に則った無線通信機器の販売レンタルを行っております。

また、当社は無線通信機器の中古買取りを行っており、「古物営業法」による規制等を受けております。同法で要請される対応についても当社人事総務経理チームによって、統括管理され、同法を遵守した体制とな

っております。

さらには、営業方法として、インターネットを通じた商品、サービスの販売を行っていることから、「特定商取引に関する法律」による規制を受けております。同法に係る対応についても当社人事総務経理チームによって、統括管理され、同法を遵守した体制となっております。

その他にも当社では、コンプライアンス及びそのリスク管理について、社内全体でコンプライアンスの周知徹底や研修・教育等を実施し、意識醸成に努めておりますが、万が一各法令等に抵触することがあった場合には、行政処分の可能性も含め当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (10) 小規模組織であることについて

当社は、顧客のニーズに迅速に応え、企業価値を向上させるために、若年層を中心とした人材採用、育成に取り組み組織体制の充実を図っております。現在のところ、事業の継続、拡大に必要な人材を確保できておりますが、それでもなお、組織規模は小さく、社内管理体制もこの規模に応じたものとなっております。今後も継続的に人材採用、育成に取り組んでまいります。事業規模の拡大ペースに合った必要な組織体制整備に対応できなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (11) 競合他社の影響

当社と同様に、主に法人向けに無線通信機器の販売レンタル事業を営んでいる競合企業が存在しております。当社は、無線通信機器の提供価格、迅速な顧客対応、その他サービス等において差別化を図り、今後も新たなサービスの開発やサービス品質の向上、顧客満足度の向上を図ってまいります。

しかしながら、競合他社において革新的なサービスが提供され、当社が対抗できなかった場合や競合他社との競合激化による、広告宣伝費の増加等が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (12) 担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を  
行うこと
  - ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅  
滞なく提出すること
  - ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社は  
その指導及び助言に従って行動すること
- また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しで J-Adviser 契約を解除する  
ことができるものと定められております。

#### ① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の  
末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たら  
ないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、  
本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、  
当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する  
特別措置法（以下、「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業  
再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続  
による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業  
再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特  
定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関する  
ガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務  
超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に  
債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算  
（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき  
会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本  
号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合  
を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うもの  
とする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生  
計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施さ  
れた場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含  
む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証す  
る書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整  
理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることにつ

いて債権者が記載した書面

- (b) 規程第 311 条第 1 項第 5 号ただし書に規定する 1 年以内に債務超過の状態ではなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと当社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同当社が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。） 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
- （a）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
- （b）当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
- （a） TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
- （b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容



- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a）TOKYO PRO Market の上場株券等

（b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、当社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合

- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等  
当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託  
当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限  
当社が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化  
当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い  
当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限  
当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定
- ⑯ 全部取得  
当社がTOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合
- ⑰ 反社会的勢力の関与  
当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき
- ⑱ その他  
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

- 5 【経営上の重要な契約等】  
該当事項はありません。
- 6 【研究開発活動】  
該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、公表日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘査し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

第32期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

#### (資産の部)

総資産は762,991千円（前期末比56,087千円減）となりました。流動資産につきましては、699,255千円（同43,223千円減）となりました。これは主に、各銀行への借入の返済による現金及び預金の78,230千円の減少、受注件数増による売掛金の27,767千円の増加、大口ロット在庫仕入による商品の23,494千円の増加、年末における海外仕入の発注減による前渡金が4,740千円の減少によるものです。

なお、固定資産につきましては、63,735千円（同12,864千円減）となりました。

#### (負債の部)

総負債は587,128千円（前期末比59,915千円減）となりました。流動負債につきましては、330,348千円（同66,965千円減）となりました。これは主に、買掛金の16,004千円の減少及び1年以内返済長期借入金の返済による50,483千円の減少によるものです。

固定負債につきましては、256,780千円（同7,050千円増）となりました。

#### (純資産の部)

純資産につきましては175,863千円（前期末比3,827千円増）となりました。これは、主に当期純利益発生による利益剰余金の増加によるものです。

第33期中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

#### (資産の部)

当中間会計期間末における総資産は前事業年度末から169,603千円増の932,594千円となりました。

流動資産は前事業年度末から143,174千円増の842,430千円となりました。主な理由として現金及び預金が売上増、銀行借入の増加に伴い前事業年度末より193,463千円増加した一方、受取手形が9,359千円減、売掛金が14,516千円減及び商品が26,023千円減となったためです。商品の減少は、前事業年度に大量仕入を行いました、今事業年度では大量仕入を行わなかったことによるものです。

固定資産につきましては、前事業年度末より26,428千円増の90,163千円となりました。

#### (負債の部)

当中間会計期間末における総負債は前事業年度末から126,396千円増の713,524千円となりました。流動負債は前事業年度末から16,501千円増の346,849千円となりました。主な理由として買掛金が売上増に伴い前事業年度末から24,594千円増、未払法人税等が10,983千円増、未払消費税が4,883千円増、契約負債が3,958千円増加によるものです。また、賞与引当金が10,949千円増、役員賞与引当金が2,799千円減、一年以内返済長期借入金が35,900千円減となったためです。

固定負債につきましては、前事業年度末から109,894千円増の366,674千円となりました。主な理由として長期借入金が、102,970千円増、役員退職慰労引当金の6,924千円増であります。

#### (純資産の部)

当中間会計期間末における純資産につきましては前事業年度末から43,206千円増の219,069千円となりました。主な理由として繰越利益剰余金が43,206千円増となったためです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりです。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(6) 運転資本

上場予定日(2024年3月19日)から12ヶ月間の当社の運転資本は、自己資本及び借入による資金調達が可能であり、十分であると認識しております。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【設備投資等の概要】

第32期事業年度（自2022年1月1日至2022年12月31日）

当事業年度において、重要な設備の除却・売却等は該当ありません。

第33期中間会計期間（自2023年1月1日至2023年6月30日）

当中間会計期間において、重要な設備の除却・売却等は該当ありません。

### 2 【主要な設備の状況】

第32期事業年度における主要な設備は、次のとおりであります。

2022年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物 附属設備	車両運 搬具	工具器具 備品	ソフトウ ェア	その他	合計	
本社 (東京都中央区)	本社事務所	1,111	0	660	4,533	-	6,305	30 (16)

1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数 ( ) は、臨時雇用者数を外書しております。

3. 上記以外に、賃借している主要な設備は以下のとおりであります。

2022年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都中央区)	本社機能	14,002

第33期中間会計期間における主要な設備は、次のとおりであります。

2023年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物 附属設備	車両運 搬具	工具器具 備品	ソフトウ ェア	その他	合計	
本社 (東京都中央区)	本社事務所	1,037	0	945	3,612	-	5,595	36 (19)

1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数 ( ) は、臨時雇用者数を外書しております。

3. 上記以外に、賃借している主要な設備は以下のとおりであります。

2023年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都中央区)	本社機能	14,002

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等  
該当事項はありません。
  
- (2) 重要な設備の除却等  
該当事項はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(2022年12月31日)(株)	公表日現在発行数(2024年2月27日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	688,000	516,000	860	172,000	非上場	単元株式数 100株
計	688,000	516,000	860	172,000	-	-

- (注) 1. 当社は、2023年12月5日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は171,140株増加し、172,000株となっております。
2. 当社は、2023年12月4日付で定款を変更しており、発行可能株式総数は同日より686,500株増加し、688,000株となっております。
3. 2023年12月4日の株主総会決議に基づき、1単元を100株とする単元制度を採用しております。



(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

2023年1月24日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (2022年12月31日)	公表日の前月末現在 (2024年1月31日)
新株予約権の数(個)	—	122(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	24,400(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	1株あたり1,750(注) 2
新株予約権の行使期間	—	自 2025年1月24日 至 2033年1月23日
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	—	発行価格 1,750 資本組入額 875
新株予約権の行使の条件	—	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権の譲渡、質入れその他 処分は認めない
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予 約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 2023年11月15日開催の取締役会決議により、2023年12月5日付で普通株式1株を200株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

なお、新株予約権の割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整します。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は合併)の比率

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他の株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができます。

2. 各新株予約権行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受ける株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。

尚、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新規発行株式数 × 1株あたり払込金額

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株価}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- ①当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなったときには、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、新株予約権者が権利行使する前に、禁錮以上の刑に処せられたとき又は当社若しくは当社子会社の就業規則により降格以上の制裁を受けたときには、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ③権利行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
- ④新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

4. 退職者等により、従業員4名6個の権利が喪失しております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年12月	普通株式 171,140	普通株式 172,000	0	43,000	0	17,000

(注) 1. 2023年11月15日開催の取締役会決議により、2023年12月5日付で普通株式1株を200株に分割しております。

これにより、株式数は171,140株増加し、172,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2024年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	-	-	-	-	-	2	2	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	-	-	-	1,720	1,720	-
所有株式数 の割合(%)	-	-	-	-	-	-	100	100	-

(7) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)

吉田 統一	東京都渋谷区	116,800	67.91
吉田 靖朗	東京都八王子市	55,200	32.09
合計	-	172,000	100.00

2024年1月31日現在

(注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年12月4日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 172,000	1,720	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	172,000	—	—
総株主の議決権	—	1,720	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

区分	第1回新株予約権
決議年月日	2023年1月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名(注1、2) 当社従業員29名(注1、2)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分です。

2. 本発行情報公表日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名、当社従業員25名となっております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけており、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、原則年1回、基準日を毎年12月31日とする期末での配当を予定しており、配当の決定機関は株主総会であります。

当事業年度の配当につきましては、配当金を1株につき5,000円とすることと致しました。当事業年度に属する剰余金の配当は、以下の通りであります。なお、内部留保資金の用途につきましては、企業体質の強化、今後の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株あたり配当額（円）
2023年3月27日 定時株主総会決議	4,300	5,000

## 4 【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

## 5 【役員 の 状 況】

男性 5名 女性 一名 (役員のうち女性の比率一%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長	吉田 統一	1968年9月16日	1988年4月 有限会社中野ラッピング入社 1993年4月 株式会社アドバンスシステム テクノロジー入社 1998年4月 同社取締役 1998年3月 当社入社 1998年4月 当社取締役 2004年3月 当社代表取締役 (現任)	(注3)	116,800
取締役	辻 和幸	1990年12月24日	2013年4月 当社入社 2022年3月 当社取締役 (現任)	(注3)	-
取締役	尾形 哲	1992年1月2日	2014年4月 当社入社 2022年3月 当社取締役 (現任)	(注3)	-
社外取締役	森本 勝也	1967年4月20日	1986年4月 陸上自衛隊入隊 1989年7月 東亜物流株式会社設立 代表取締役 (現任) 2006年4月 当社社外取締役 (現任)	(注3)	-
社外監査役	朝倉 成夫	1951年9月29日	1974年4月 三菱信託銀行株式会社 (現 三菱UFJ 信託銀行株式会社) 入社 1990年4月 大蔵省社団法人研究情報基金出向 1999年9月 三菱信託銀行アイルランド現地法人 2003年7月 三菱情報システム株式会社 (現 三 菱UFJトラストシステム株式会社) 出 向 2010年11月 朝倉社労士事務所 (現 プラセール社 労士事務所) 設立 2022年3月 当社監査役就任 (現任)	(注4)	-

- (注) 1. 取締役森本勝也は会社法の定める社外取締役であります。  
 2. 監査役朝倉成夫は会社法の定める社外監査役であります。  
 3. 取締役の任期は、2023年12月4日開催の臨時株主総会終結の時から2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
 4. 監査役の任期は、2023年12月4日開催の臨時株主総会終結の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は基本理念として、「従業員の幸せを追求すると同時に、社会の発展に貢献する」ということを掲げ、当社の未来ビジョンとして、「無線業界で流通のイノベーションを起こし、世界一ユニークな無線会社になる」ことを標榜しております。これらの理念、ビジョンのもと、株主、取引先、社員等、すべてのステークホルダーから信頼される企業を目指すべく、適切な情報開示の遂行、経営判断及び監督機能の実現を意識した組織体制を整備し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

#### ②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役設置会社として、取締役会と監査役により、取締役の職務の執行の監視・監督及び監査を行っております。当社代表取締役吉田統一を議長とする取締役会は取締役4名（うち、社外取締役1名）で構成され、当社の重要な業務執行を決定するとともに、取締役及び業務執行を監視・監督しております。

監査役につきましては、監査役朝倉成夫1名の体制をとっており取締役会の出席のほか、重要な会議への出席や重要書類の閲覧等により、経営の監視を行っております。加えて、内部監査体制につきましては、社長直轄の内部監査担当が、計画的な業務監査を実施しております。また、財務報告に係る内部統制につきましては、内部監査担当が、内部統制の構築や内部統制システムの運用状況の評価などを実施しております。業務執行における意思決定の迅速化と適切な企業統治の確保を両立させるため、当社は係る体制を採用しております。

#### ③会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制について

##### 1) 取締役会

取締役会は、4名の取締役で構成され、監査役出席のもと、定時取締役会を原則として毎月一回開催しており、経営上の重要な事項を審議・決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しています。また、取締役会に諮るべき事項及び重要な業務執行に係る事項が発生した場合には、迅速かつ適切な対応を図るべく臨時の取締役会を適宜開催し、機動的な意思決定を行っております。

##### 2) 監査役

当社では、監査役1名を選任しております。監査役は、毎月1回の取締役会に出席し、取締役の職務執行の監督を行い、コンプライアンスの状況、リスク管理について把握できる体制をとっております。また監査法人と定期的に会合をもつなど、緊密な連携を保ち、意見及び情報交換を行うとともに、内部監査部門等からの報告を通じて適切な監査を実施しております。

##### 3) 内部監査

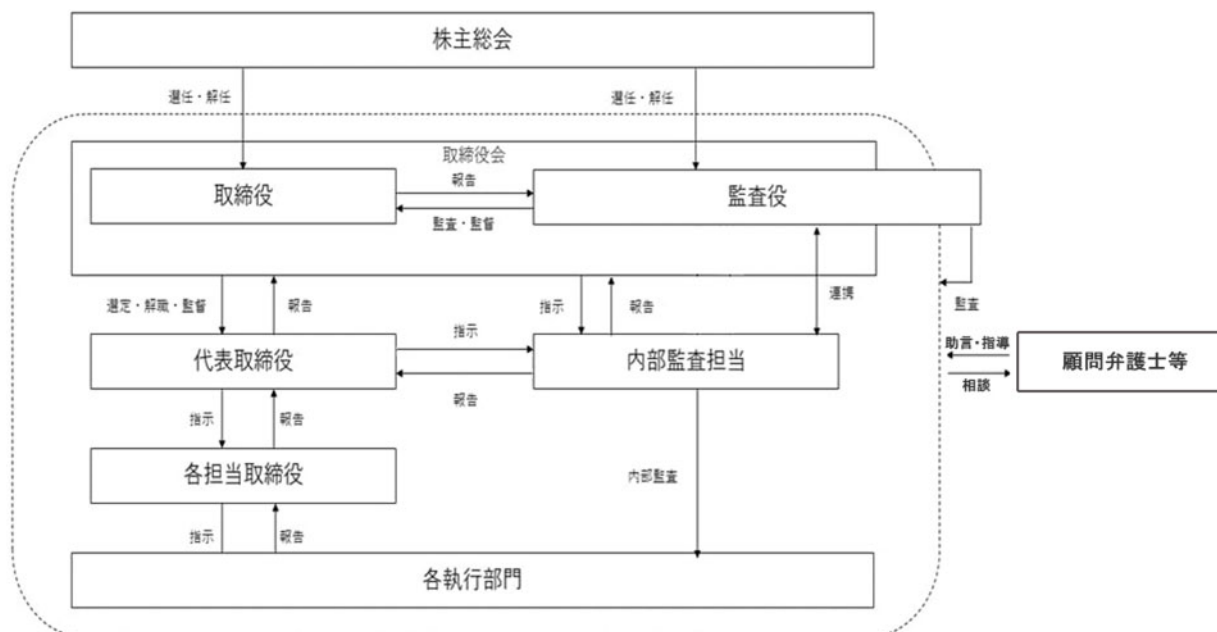
内部監査担当は、内部監査規程・監査計画書に基づいた内部監査及び内部統制システムの整備と有効性の評価を行い、その結果は代表取締役、監査役に報告されております。改善指示などについては、各部門へ周知し、フォローアップに努めております。また、内部監査担当は、毎月監査役と意見交換を行っており、内部監査の状況について情報の共有を図っております。

##### 4) 会計監査

当社はふじみ監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお、2022年12月期において監査を執行した公認会計士は久世将吾氏、淡路洋平氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は、公認会計士2名その他1名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



#### ④ 内部統制システムの整備の状況について

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

##### a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

代表取締役は、全取締役、使用人に対して当社の企業理念及び法令遵守を徹底させ、高い倫理観と社会的責任に基づいて行動する企業風土の醸成を指導するとともに、適宜外部の専門家への確認を行い、コンプライアンス順守を主導します。

##### b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

取締役の職務の執行に係る情報について、社内規定に基づき文書又は電磁的媒体にて適切に記録・保存・管理するために必要な体制を整備します。また、取締役の職務に係る文書・情報は、監査役の求めに応じて閲覧可能な体制を整え、監査役の監査を受けてまいります。

##### c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程等に基づき、取締役及び各部門長の職務分掌を明確にし、定期的に取り締役会で職務執行状況が報告される体制を整備してまいります。

#### ⑤ 社外役員 の状況について

当社の社外取締役は1名、社外監査役は1名であります。

当社の社外取締役森本勝也、社外監査役朝倉成夫の2名と当社との間には、人的関係、資金的関係又は取引関係その他の特別な利害関係はなく、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社からの独立性を有しているものと判断しております。

#### ⑥ 社外取締役及び社外監査役との関係について

当社は、社外取締役1名、社外監査役1名を選任しております。社外取締役は、取締役会において内部監査担当から定期的に報告を受け、また、取締役会における監査役の意見や自らの選任理由等を踏まえ、業務執行から独立した立場から経営監督機能を果たしております。社外取締役森本勝也は、長年の経営経

験や知見を有しており、客観的な立場で経営全般の監視及び意見を期待し、選任しております。社外監査役は、意思疎通を十分に図って連携し、内部監査担当からの各種報告を受け、十分な議論を踏まえて監査を行うとともに、自らの独立性及び選任理由等を踏まえ、代表取締役及び取締役会に忌憚のない質問又は意見具申を行うこととしております。また、当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを要請された場合には、遅滞なく対応する体制を整備しております。さらに社外監査役、内部監査担当、会計監査人（監査法人）の三者は、必要に応じて協議を行い、連携して企業経営の健全性と透明性の確保に努めております。なお社外監査役である朝倉成夫は、財務管理分野での長年の経験と知見を有しており、社外取締役同様に、客観的な立場で経営の監督及び有用な意見を期待して選任しております。

#### ⑦ 役員の報酬等

##### a. 発行者の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役 員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストックオプ ション	退職慰労金	
取締役 (社外取締役 を除く。)	134,650	61,700	-	-	72,950	3
監査役 (社外監査役 を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	2,980	2,980	-	-	-	3

(注) 上記退職慰労金の額は、役員退職慰労引当金の当期計上分であります。

##### b. 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額

氏名	報酬等の総額 (千円)	役員区分	報酬等の種類別の総額 (千円)			
			基本報酬	賞与	ストックオ プション	退職慰労金
吉田 統一	120,900	取締役	49,200			71,700

##### c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの 該当事項はありません。

##### d. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬限度額については、2022年3月31日開催の定時株主総会において年額200,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与含まない。）とし、その配分方法は取締役会一任とする旨決議されております。

また、監査役の報酬限度額については、2022年3月31日開催の定時株主総会において年額100,000千円以内とする旨決議されております。

#### ⑧ 内部監査の状況について

当社における内部監査は、社長直轄の内部監査担当が、各部署の所管業務を法令、社内規程等に従い適切かつ有効に運用されているかを監査し、その結果を社長に報告すると共に、関係部署に適切な指導を行って、業務上の過誤による不測の事態の発生を予防するとともに業務の改善と経営効率の向上を図っております。また、内部監査担当、監査役及び監査法人は、年間監査方針・監査計画等を三者で共有しており、会計監査の結果や業務監査の結果の情報を交換し、監査の品質向上と効率化に努めております。



(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区 分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	8,200	-
計	8,200	-

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査法人の監査計画における監査時間、人数計画等の内容や当社の業種・規模を勘案して報酬額の見積りの妥当性を検討した上で決定しております。

## 第6 【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 3. 監査証明について

- (1) 当社は、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当社の前事業年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）の財務諸表について、ふじみ監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当社の当中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）の中間財務諸表について、ふじみ監査法人の中間監査を受けております。

### 4. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	452,416	374,186
受取手形	18,725	20,609
売掛金	95,239	123,006
商品	149,768	173,262
貯蔵品	110	77
前払費用	21,196	7,485
その他	6,044	1,023
貸倒引当金	△1,021	△394
流動資産合計	742,479	699,255
固定資産		
有形固定資産	※ 1,566	※ 1,772
無形固定資産	4,459	4,533
投資その他の資産		
敷金及び保証金	6,900	6,900
保険積立金	54,646	42,055
繰延税金資産	5,929	4,962
その他	3,096	3,511
投資その他の資産合計	70,573	57,429
固定資産合計	76,599	63,735
資産合計	819,079	762,991

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	150,070	134,066
未払金	37,613	44,082
1年内返済予定の長期借入金	116,383	65,900
未払法人税等	38,093	23,286
未払消費税等	13,053	12,119
契約負債	-	10,282
前受金	18,145	16,735
賞与引当金	5,840	6,196
役員賞与引当金	-	6,000
預り金	13,856	7,550
その他	4,258	4,127
流動負債合計	397,313	330,348
固定負債		
長期借入金	82,930	17,030
役員退職慰労引当金	166,800	239,750
固定負債合計	249,730	256,780
負債合計	647,043	587,128
純資産の部		
株主資本		
資本金	43,000	43,000
資本剰余金		
資本準備金	17,000	17,000
資本剰余金合計	17,000	17,000
利益剰余金		
利益準備金	2,043	2,043
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	109,991	113,819
利益剰余金合計	112,035	115,863
株主資本合計	172,035	175,863
純資産合計	172,035	175,863
負債純資産合計	819,079	762,991

## 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (2023年6月30日)	
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		567,649
受取手形		11,249
売掛金		108,490
商品		147,238
貯蔵品		120
前払費用		5,246
その他		2,527
貸倒引当金		△90
流動資産合計		842,430
固定資産		
有形固定資産	※1	1,982
無形固定資産		3,612
投資その他の資産		
敷金及び保証金		29,604
保険積立金		42,055
繰延税金資産		9,359
その他		3,548
投資その他の資産合計		84,568
固定資産合計		90,163
資産合計		932,594

(単位：千円)

当中間会計期間  
(2023年6月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	158,661
未払金	41,589
1年内返済予定の長期借入金	30,000
未払法人税等	34,269
未払消費税	※2 17,002
契約負債	10,011
前受金	20,965
賞与引当金	17,146
役員賞与引当金	3,200
預り金	8,971
その他	5,031
流動負債合計	346,849
固定負債	
長期借入金	120,000
役員退職慰労引当金	246,674
固定負債合計	366,674
負債合計	713,524
純資産の部	
株主資本	
資本金	43,000
資本剰余金	
資本準備金	17,000
資本剰余金合計	17,000
利益剰余金	
利益準備金	2,043
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	157,026
利益剰余金合計	159,069
株主資本合計	219,069
純資産合計	219,069
負債純資産合計	932,594

## ② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	1,648,444	※1 1,735,624
売上原価		
商品期首棚卸高	137,019	149,768
当期商品仕入高	959,918	961,002
合計	1,096,937	1,110,770
商品期末棚卸高	149,768	173,262
商品売上原価	947,169	937,508
売上総利益	701,275	798,115
販売費及び一般管理費	※2 637,601	※2 775,946
営業利益	63,673	22,169
営業外収益		
受取利息	4	3
受取配当金	1	1
助成金収入	30,635	7,997
保険解約返戻金	—	17,651
販売奨励金	2,500	3,000
その他	563	56
営業外収益合計	33,704	28,710
営業外費用		
支払利息	683	433
為替差損	—	57
その他	19	2
営業外費用合計	703	492
経常利益	96,674	50,387
特別利益		
固定資産売却益	90	—
特別利益合計	90	—
特別損失		
減損損失	302	—
特別損失合計	302	—
税引前当期純利益	96,462	50,387
法人税、住民税及び事業税	41,484	41,292
法人税等調整額	△5,929	967
法人税等合計	35,554	42,259
当期純利益	60,907	8,127

## 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
売上高	924,823
売上原価	
商品期首棚卸高	173,262
当期商品仕入高	466,952
合計	640,214
商品期末棚卸高	147,238
商品売上原価	492,975
売上総利益	431,847
販売費及び一般管理費	※ 355,352
営業利益	76,494
営業外収益	
受取利息	1
受取配当金	1
助成金収入	1,070
その他	3
営業外収益合計	1,077
営業外費用	
支払利息	105
為替差損	86
営業外費用合計	192
経常利益	77,379
税引前中間純利益	77,379
法人税、住民税及び事業税	34,270
法人税等調整額	△4,397
法人税等合計	29,872
中間純利益	47,506



③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	43,000	17,000	17,000	2,043	49,083	51,127	111,127	111,127
当期変動額								
剰余金の配当					—	—	—	—
当期純利益					60,907	60,907	60,907	60,907
当期変動額合計	—	—	—	—	60,907	60,907	60,907	60,907
当期末残高	43,000	17,000	17,000	2,043	109,991	112,035	172,035	172,035

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	43,000	17,000	17,000	2,043	109,991	112,035	172,035	172,035
当期変動額								
剰余金の配当					△4,300	△4,300	△4,300	△4,300
当期純利益					8,127	8,127	8,127	8,127
当期変動額合計	—	—	—	—	3,827	3,827	3,827	3,827
当期末残高	43,000	17,000	17,000	2,043	113,819	115,863	175,863	175,863

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	43,000	17,000	17,000	2,043	113,819	115,863	175,863	175,863
当中間期変動額								
剰余金の配当					△4,300	△4,300	△4,300	△4,300
中間純利益					47,506	47,506	47,506	47,506
当中間期変動額合計	—	—	—	—	43,206	43,206	43,206	43,206
当中間期末残高	43,000	17,000	17,000	2,043	157,026	159,069	219,069	219,069

## ④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益	96,462		50,387	
減価償却費	2,164		2,542	
減損損失	302		-	
固定資産売却益	△90		-	
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△502		△626	
賞与引当金の増減額(△は減少)	5,840		356	
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	-		6,000	
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	9,000		72,950	
受取利息及び受取配当金	△5		△4	
支払利息	683		433	
助成金収入	△30,635		△7,997	
保険解約返戻金	-		△17,651	
売上債権の増減額(△は増加)	7,631		△29,650	
棚卸資産の増減額(△は増加)	△12,756		△23,460	
前払費用の増減額(△は増加)	△14,346		13,711	
仕入債務の増減額(△は減少)	6,487		△16,003	
未払金の増減額(△は減少)	7,130		6,468	
その他の資産の増減額(△は増加)	△5,041		4,702	
その他の負債の増減額(△は減少)	13,528		1,502	
小計	85,853		63,657	
利息及び配当金の受取額	4		4	
利息の支払額	△695		△432	
助成金の受取額	30,635		7,997	
法人税等の支払額	△17,701		△56,195	
営業活動によるキャッシュ・フロー	98,096		15,031	
投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金の預入による支出	△604		△604	
定期預金の払戻による収入	604		604	
有形固定資産の取得による支出	△486		△845	
有形固定資産の売却による収入	90		-	
無形固定資産の取得による支出	△1,260		△1,977	
保険積立金の積立による支出	△7,439		△5,436	
保険積立金の解約による収入	-		35,679	
敷金及び保証金の回収による収入	36		-	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,058		27,421	
財務活動によるキャッシュ・フロー				
長期借入金の返済による支出	△92,244		△116,383	
配当金の支払額	-		△4,300	

財務活動によるキャッシュ・フロー	△92,244	△120,683
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△3,205	△78,230
現金及び現金同等物の期首残高	455,017	451,811
現金及び現金同等物の期末残高	451,811	373,581

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	77,379
減価償却費	1,220
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△303
賞与引当金の増減額(△は減少)	10,949
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△2,799
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	6,924
受取利息及び受取配当金	△3
支払利息	105
助成金収入	△1,070
売上債権の増減額(△は増加)	23,875
棚卸資産の増減額(△は増加)	25,980
前払費用の増減額(△は増加)	2,239
仕入債務の増減額(△は減少)	24,594
未払金の増減額(△は減少)	△2,492
その他の資産の増減額(△は増加)	△1,615
その他の負債の増減額(△は減少)	11,177
小計	176,162
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	△116
助成金の受取額	1,070
法人税等の支払額	△23,286
法人税等の還付額	65
営業活動によるキャッシュ・フロー	153,897
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△604
定期預金の払戻による収入	604
有形固定資産の取得による支出	△510
敷金及び保証金の差入による支出	△22,703
出資金の払戻による収入	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△23,203
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	150,000
長期借入金の返済による支出	△82,930
配当金の支払額	△4,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	62,770
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	193,463
現金及び現金同等物の期首残高	373,581
現金及び現金同等物の中間期末残高	567,044

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備：8年～18年

車両及び運搬具：6年

工具器具備品：2年～5年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備え、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備え、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

##### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備え、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### (1) 無線通信機器販売事業

顧客との販売契約に基づき無線通信機器の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は、機器の納品を行った時点で充足されるものであり、当該機器納品時点において収益を計上しております。

##### (2) 無線通信機器レンタル事業

顧客とのレンタル契約に基づき無線通信機器レンタルを行う義務を負っております。

レンタルに含まれるリース収益等については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき、収益を認識しております。

#### 5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	5,929	4,962

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。課税所得の見積りは過去の推移や将来の事業計画を基礎として慎重に検討し計上しておりますが、市場環境等の変化により前提条件が変更された場合には繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

また「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、これによる損益及び利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

また、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」及び「前受金」として表示することといたしました。ただし、収益認識基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組換えを行っておりません。なお、収益認識基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※有形固定資産より控除されている減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	8,101千円	8,740千円

(損益計算書関係)

※1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。  
顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

- ※2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度34.8%、当事業年度28.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度65.2%、当事業年度71.7%であります。  
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
給与手当	151,031千円	186,114千円
消耗品費	107,867千円	106,123千円
広告宣伝費	88,217千円	82,585千円
通信費	89,003千円	101,556千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	860	—	—	860
合計	860	—	—	860

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2022年3月31日 定時株主総会	普通株式	4,300	利益剰余金	5,000	2021年12月31日	2022年4月28日



当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	860	—	—	860
合計	860	—	—	860

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月31日定 時株主総会	普通株式	4,300	5,000	2021年12月31日	2022年4月28日

(2) 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月27 日定時株主総 会	普通株式	4,300	利益剰余金	5,000	2022年12月31日	2023年3月27日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
現金及び預金	452,416千円	374,186千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△604	△604
現金及び現金同等物	451,811	373,581

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を主に銀行借入によって調達しております。余資の運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び受取手形は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。営業債務である買掛金及び未払金、未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内の支

払期日であります。これらの営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社では、資金繰計画や支払予定表を作成するなどの方法により管理しております。長期借入金は、運転資金の調達を目的として銀行から融資を受けたものであり、変動金利による借入は、金利変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては経理部が支払金利の変動をモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2021年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	199,313	199,315	2
負債計	199,313	199,315	2

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「受取手形」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度（2022年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	82,930	82,930	0
負債計	82,930	82,930	0

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「受取手形」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2021年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	116,383	65,900	17,030	-	-	-
合計	116,383	65,900	17,030	-	-	-

当事業年度（2022年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	65,900	17,030	-	-	-	-
合計	65,900	17,030	-	-	-	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2022年12月31日）

該当事項はありません。

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2022年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	-	82,930	-	82,930
負債計	-	82,930	-	82,930

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計関係)

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,601千円	2,252千円
賞与引当金	2,020	2,143
役員退職慰労引当金	57,696	82,929
未払金	307	566
繰延税金資産小計	63,625	87,891
評価性引当額 (注)	57,696	82,929
繰延税金資産合計	5,929	4,962

(注) 繰延税金資産から控除された額（評価性引当額）に重要な変動が生じております。

当該変動の主な内容は、役員退職慰労引当金に係る評価性引当額の増加に伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
法定実効税率 (調整)	34.6%	34.6%
住民税均等割	0.2%	0.4%
評価性引当額の増減	3.2%	50.1%
役員賞与等永久に損金に参入されない項目	-	4.1%
所得拡大促進税制等の特別控除	-	△2.9%
中小法人軽減税率の影響	△0.7%	△1.3%
その他	△0.5%	△1.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.8%	83.8%

(資産除去債務関係)

当社は本社として使用する事務所について、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、見積りでの金額も大きくないことから、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業セグメントは、無線通信機器販売レンタル事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当事業年度（自2022年1月1日 至2022年12月31日） (単位：千円)

	金額
無線通信機器販売売上	1,208,333
顧客との契約から生じる収益	1,208,333
その他の収益	527,291
外部顧客への売上高	1,735,624

(注)「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づき認識したレンタル収益であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じる債権は、受取手形、売掛金であり、残高は貸借対照表において区分表示しているため、記載を省略しております。契約負債については、残高は貸借対照表において区分表示しており、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

当社は無線通信機器販売レンタル事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

**【関連情報】**

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

該当事項はありません。

**【関連当事者情報】**

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

重要性が乏しいことから記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

重要性が乏しいことから記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	1,000円21銭	1,022円46銭
1株当たり当期純利益金額	354円12銭	47円25銭

(注) 1. 2023年12月5日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行いました。2021年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	60,907	8,127
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	60,907	8,127
普通株式の期中平均株式数(株)	172,000	172,000

(重要な後発事象)

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2023年1月24日開催の取締役会において、2023年1月24日開催の当社臨時株主総会の委任を受け、当社の取締役、監査役及び従業員に対し、新株予約権を発行することを決議し、2023年1月24日に発行いたしました。

(1) スtockオプションとしての新株予約権を発行する理由

当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を高めること等を目的に当社の取締役及び従業員に対し、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

(2) 新株予約権の発行日

2023年1月24日

(3) 付与対象者の区分及び人数

当社取締役 3名 当社従業員 29名

(4) 新株予約権の発行数

128個

(5) 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

(6) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 128株(新株予約権1個につき1株)

(7) 新株予約権行使時の払込金額

1株につき 350,000円

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額相当額とする。

(9) 新株予約権行使の条件

①当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなったときには、その新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、新株予約権者が権利行使する前に、禁錮以上の刑に処せられたとき又は当社若しくは当社子会社の就業規則により降格以上の制裁を受けたときには、その新株予約権を無償で取得することができる。

③権利行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

④新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

(10) 新株予約権の行使期間

自 2025年1月24日 至 2033年1月23日

## 【注記事項】 中間財務諸表

### (重要な会計方針)

#### 1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備：8年～18年

車両及び運搬具：6年

工具器具備品：2年～10年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備え、賞与支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備え、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

##### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備え、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### (1) 無線通信機器販売事業

顧客との販売契約に基づき無線通信機器の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は、機器の納品を行った時点で充足されるものであり、当該機器納品時点において収益を計上しております。

##### (2) 無線通信機器レンタル事業

顧客とのレンタル契約に基づき無線通信機器レンタルを行う義務を負っております。

レンタルに含まれるリース収益等については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき、収益を認識しております。

#### 5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。



(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産より控除されている減価償却累計額は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (2023年6月30日)	
有形固定資産の減価償却累計額	9,040千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※減価償却実施額は次のとおりであります。

当中間会計期間 (自2023年1月1日 至2023年6月30日)	
有形固定資産	299千円
無形固定資産	920千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	860	—	—	860
合計	860	—	—	860

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月27日定 時株主総会	普通株式	4,300	5,000	2022年12月31日	2023年3月27日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (2023年6月30日)	
現金及び預金	567,649千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△604
現金及び現金同等物	567,044

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間 (2023年6月30日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	150,000	150,017	17
負債計	150,000	150,017	17

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「受取手形」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間 (2023年6月30日)

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間 (2023年6月30日)

区分	時価 (千円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	-	150,017	-	150,017
負債計	-	150,017	-	150,017

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容

(1) スtock・オプションの内容

中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

	第1回新株予約権
決議年月日	2023年1月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 29名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注1)	普通株式 128株
付与日	2023年1月24日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	2025年1月24日から 2033年1月23日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2023年11月15日開催の取締役会決議により、2023年12月5日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. 「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(資産除去債務関係)

当社は本社として使用する事務所について、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、見積りでの金額も大きくないことから、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業セグメントは、無線通信機器販売レンタル事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当中間会計期間 (自2023年1月1日 至2023年6月30日)

(単位：千円)

	金額
無線通信機器販売売上	633,480
顧客との契約から生じる収益	633,480
その他の収益	291,342
外部顧客への売上高	924,823

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づき認識したレンタル収益であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) 「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じる債権は、受取手形、売掛金であり、残高は中間貸借対照表において区分表示しているため、記載を省略しております。契約負債については、残高は中間貸借対照表において区分表示しており、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

当社は無線通信機器販売レンタル事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

**【関連情報】**

当中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
1株当たり純資産額	1,273円66銭
1株当たり中間純利益金額	276円20銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	-

- (注) 1. 2023年12月5日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益金額を算定しております。
2. 当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当中間会計期間において当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
3. 1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
1株当たり中間純利益金額	
中間純利益金額(千円)	47,506
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	47,506
普通株式の期中平均株式数(株)	172,000
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	
中間純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	-
(うち新株予約権(株))	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類 新株予約権の数128個 (普通株式 25,600株) なお、新株予約権の概要は「第5、発行者の状況、1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります

## (重要な後発事象)

## (株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2023年11月15日開催の取締役会決議に基づき、2023年12月5日をもって株式分割を行なっております。また、2023年12月4日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

## 1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

## 2. 株式分割の概要

### (1) 分割方法

2023年12月4日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき200株の割合をもって分割しております。

### (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	860株
今回の分割により増加する株式数	171,140株
株式分割後の発行済株式総数	172,000株
株式分割後の発行可能株式総数	688,000株

### (3) 株式分割の効力発生日

2023年12月5日

### (4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

## 3. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

## ⑤ 【附属明細表】(2022年12月31日現在)

### 【有価証券明細表】

該当事項はありません。

### 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首 残高 (千 円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却 額 (千円)	差引当期 末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	3,585	455	-	4,041	2,929	173	1,111
車両及び運搬具	1,867	-	-	1,867	1,867	-	0
工具器具備品	4,214	390	-	4,604	3,943	466	660
有形固定資産計	9,667	845	-	10,512	8,740	639	1,772
無形固定資産							
ソフトウェア	8,119	1,977	-	10,096	5,562	1,903	4,533
その他	0	-	-	0	0	-	0
無形固定資産計	8,119	1,977	-	10,096	5,562	1,903	4,533
長期前払費用	393	760	345	809	-	-	809

### 【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	116,383	65,900	0.461	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	82,930	17,030	0.535	2024年1月～ 2024年10月
合計	199,313	82,930	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	17,030	0	0	0

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,021	1,265	1,892	394
役員賞与引当金	-	6,000	-	6,000
賞与引当金	5,840	6,196	5,840	6,196
役員退職慰労引当金	166,800	72,950	-	239,750

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。



## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## ① 流動資産

## イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	595
預金	
普通預金	372,986
定期預金	604
小計	373,591
合計	374,186

## ロ. 受取手形

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社アクティオ	16,015
株式会社仙台銘板	3,297
株式会社レンタルのニッケン	708
藤本科学株式会社	468
中央化学株式会社	118
合計	20,609

## 期日別内訳

期日別	金額(千円)
2023年1月	1,682
2023年2月	3,826
2023年3月	3,529
2023年4月	10,677
2023年5月	892
合計	20,609

## ハ. 売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ワーナーブラサーススタジオジャパン合同会社	8,766
アイコム株式会社	4,133
日本ステージ株式会社	3,869
西尾レントオール株式会社	3,265
サントリーパブリシティ株式会社	2,618
その他	101,704
合計	123,006

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ (B) 365
95,239	1,909,187	1,881,420	123,006	93	20

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

ニ. 商品

区分	金額(千円)
無線機器等	173,276
合計	173,276

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
八重洲無線株式会社	28,810
株式会社CSR	26,302
アイコム株式会社	26,058
株式会社JVCをケンウッド	16,346
アルインコ株式会社	12,612
その他	23,936
合計	134,066

ロ. 未払金

区分	金額(千円)
アイコム株式会社	19,114
厚生労働省	2,295
税理士法人古田土会計	2,017
その他	20,655
合計	44,082

ハ. 契約負債

相手先	金額(千円)
株式会社トヨタツーリストインターナショナル	2,447
株式会社フューチャー	1,336
その他	23,234
合計	27,018

③ 固定負債

長期借入金

相手先	金額(千円)
日本政策金融公庫	25,120 (25,120)
朝日信用金庫	21,270 (20,740)
三井住友銀行	36,540 (20,040)
合計	82,930 (65,900)

(注) ( ) 内の金額は内書きで、貸借対照表の流動負債「1年内返済予定の長期借入金」に計上しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 無料 該当事項はありません。
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 <a href="https://www.exseli.com/">https://www.exseli.com/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条1項に規定する振替株式になることから、該当事項はなくなる予定です。

2 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないと定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第二部 【特別情報】

### 第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

### 第三部 【株式公開情報】

#### 第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項ありません。

## 第2 【第三者割当等の概況】

### 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①
発行年月日	2023年1月24日
種類	第1回新株予約権（ストック・オプション）
発行数	普通株式128株
発行価格	350,000円
資本組入額	175,000円
発行価額の総額	44,800,000円
資本組入額の総額	22,400,000円
発行方法	2023年1月24日開催の臨時株主総会及び臨時取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 1

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までに、第三者割当による募集株式の割当を行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）、第三者割当による新株予約権の割当てを行っている場合、又は当該新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当又は交付を受けた者について、担当J-Adviserに対して以下の各事項について書面により確約を行わせるものとされております。

①割当又は交付を受けた株式及び新株予約権（以下「割当株式等」という。）について、割当又は交付を受けた日から上場日以後6か月を経過する日（割当株式等の割当又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日）までの継続所有。

②割当株式等を譲渡する場合はあらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。

③その他同取引所が必要と認める事項。

- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請者の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

- (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2023年12月31日であります。

2. 発行価格は、第三者の専門家よりDCF法（ディスカウント・キャッシュフロー法）を基に算定された価格を総合的に勘案して決定した価格です。

3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下の通りです。

	新株予約権
行使時の払込金額	350,000円
行使期間	2025年1月24日から2033年1月23日
行使条件	「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

4. 退職者等により、従業員4名6個の権利が喪失しております。

5. 2023年12月5日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」及び「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

## 2 【取得者の概況】

### 株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及 び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社と の関係
辻 和幸	東京都江戸川区	会社役員	25	8,750,000 (350,000)	当社取締役
尾形 哲	東京都江戸川区	会社役員	25	8,750,000 (350,000)	当社取締役
渡部 精規	東京都江戸川区	会社員	5	1,750,000 (350,000)	当社従業員
高山 翔平	東京都江戸川区	会社員	5	1,750,000 (350,000)	当社従業員
レクイドン	東京都葛飾区	会社員	5	1,750,000 (350,000)	当社従業員
高橋 靖英	東京都府中市	会社員	5	1,750,000 (350,000)	当社従業員
チャンフウクアン	東京都江戸川区	会社員	4	1,400,000 (350,000)	当社従業員
若井 かおる	東京都渋谷区	会社員	4	1,400,000 (350,000)	当社従業員
堀沢 祐介	東京都江戸川区	会社員	4	1,400,000 (350,000)	当社従業員
長谷 淳	東京都杉並区	会社員	4	1,400,000 (350,000)	当社従業員
竹内 健太	埼玉県三郷市	会社員	3	1,050,000 (350,000)	当社従業員
伊藤 優人	埼玉県川口市	会社員	3	1,050,000 (350,000)	当社従業員
関口 未来	東京都三鷹市	会社員	3	1,050,000 (350,000)	当社従業員
府川 牧穂	神奈川県川崎市	会社員	3	1,050,000 (350,000)	当社従業員
金子 竣哉	東京都江東区	会社員	3	1,050,000 (350,000)	当社従業員
則松 孝亮	東京都江戸川区	会社員	2	700,000 (350,000)	当社従業員
太田 颯大	東京都江東区	会社員	2	700,000 (350,000)	当社従業員
中川 湧夏也	東京都北区	会社員	2	700,000 (350,000)	当社従業員
阿形 郁	東京都江東区	会社員	2	700,000 (350,000)	当社従業員
田中 健介	東京都江東区	会社員	2	700,000 (350,000)	当社従業員
ファミゴックハイ	東京都江戸川区	会社員	2	700,000 (350,000)	当社従業員
グエンドウックヒエウ	埼玉県川口市	会社員	2	700,000 (350,000)	当社従業員
クアンドウックタン	東京都板橋区	会社員	2	700,000	当社従業員



				(350,000)	
森本 勝也	東京都江戸川区	会社役員	1	350,000 (350,000)	当社社外取締役
竹内 智香	茨城県守谷市	会社員	1	350,000 (350,000)	当社従業員
伊藤 美咲	東京都国分寺市	会社員	1	350,000 (350,000)	当社従業員
チャンカックベト	東京都江戸川区	会社員	1	350,000 (350,000)	当社従業員
尾形 麻未	東京都江戸川区	会社員	1	350,000 (350,000)	当社従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 2023年12月5日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

### 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
吉田 統一 (注) 2. 3	東京都渋谷区	116, 800	59. 47
吉田 靖朗 (注) 3. 5	東京都八王子市	55, 200	28. 11
辻 和幸 (注) 4	東京都江戸川区	5, 000 (5, 000)	2. 55 (2. 55)
尾形 哲 (注) 4	東京都江戸川区	5, 000 (5, 000)	2. 55 (2. 55)
渡部 精規 (注) 6	東京都江戸川区	1, 000 (1, 000)	0. 51 (0. 51)
高山 翔平 (注) 6	東京都江戸川区	1, 000 (1, 000)	0. 51 (0. 51)
レクイドン (注) 6	東京都葛飾区	1, 000 (1, 000)	0. 51 (0. 51)
高橋 靖英 (注) 6	東京都府中市	1, 000 (1, 000)	0. 51 (0. 51)
チャンフウクアン (注) 6	東京都江戸川区	800 (800)	0. 41 (0. 41)
若井 かおる (注) 6	東京都渋谷区	800 (800)	0. 41 (0. 41)
堀沢 祐介 (注) 6	東京都江戸川区	800 (800)	0. 41 (0. 41)
長谷 淳 (注) 6	東京都杉並区	800 (800)	0. 41 (0. 41)
竹内 健太 (注) 6	埼玉県三郷市	600 (600)	0. 41 (0. 41)
伊藤 優人 (注) 6	埼玉県川口市	600 (600)	0. 31 (0. 31)
関口 未来 (注) 6	東京都三鷹市	600 (600)	0. 31 (0. 31)
府川 牧穂 (注) 6	神奈川県川崎市	600 (600)	0. 31 (0. 31)
金子 竣哉 (注) 6	東京都江東区	600 (600)	0. 31 (0. 31)
則松 孝亮 (注) 6	東京都江戸川区	400 (400)	0. 20 (0. 20)
太田 颯大 (注) 6	東京都江東区	400 (400)	0. 20 (0. 20)
中川 湧夏也 (注) 6	東京都北区	400 (400)	0. 20 (0. 20)
阿形 郁 (注) 6	東京都江東区	400 (400)	0. 20 (0. 20)
田中 健介 (注) 6	東京都江東区	400 (400)	0. 20 (0. 20)
ファミゴックハイ (注) 6	東京都江戸川区	400 (400)	0. 20 (0. 20)

グエンドウックヒエウ (注) 6	埼玉県川口市	400 (400)	0.20 (0.20)
クアンドウックタン (注) 6	東京都板橋区	400 (400)	0.20 (0.20)
森本 勝也 (注) 4	東京都江戸川区	200 (200)	0.10 (0.10)
竹内 智香 (注) 6	茨城県守谷市	200 (200)	0.10 (0.10)
伊藤 美咲 (注) 6	東京都国分寺市	200 (200)	0.10 (0.10)
チャンカックベト (注) 6	東京都江戸川区	200 (200)	0.10 (0.10)
尾形 麻未 (注) 6	東京都江戸川区	200 (200)	0.10 (0.10)
計	-	196,400 (24,400)	100.00 (12.42)

(注) 1. 株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)

3. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

4. 特別利害関係者等 (当社の取締役)

5. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長の二親等内の血族)

6. ( ) 内は新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

7. 所有株式数の ( ) 内には新株予約権の付与数を表示しております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

株式会社エクセリ  
取締役会 御中

ふじみ監査法人

東京事務所

指定社員

公認会計士

久世将吾

業務執行社員

指定社員

公認会計士

淡路洋平

業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エクセリの2022年1月1日から2022年12月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エクセリの2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の事項

会社の2021年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

# 独立監査人の中間監査報告書

2024年2月19日

株式会社エクセリ  
取締役会 御中

ふじみ監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士  
業務執行社員

久世将吾  
淡路洋平

## 中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エクセリの2023年1月1日から2023年12月31日までの第33期事業年度の中間会計期間(2023年1月1日から2023年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エクセリの2023年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(2023年1月1日から2023年6月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上